

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	首都圏におけるシティプロモーションイベント運営業務
発 注 課	総務局東京事務所
選 定 事 業 者	(株) 八芳園
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本件イベントを実施するには、以下の条件が必須となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染防止の観点から、約300名の来場参加者が一定間隔を空けて着席できる大規模な会場であること。 ・天候の変化に対応するため屋内での実施が可能であること。 ・新型コロナウイルスの感染状況に応じて、開催形式を柔軟に変更ができる会場であること。 ・一流アーティストのライブに対応できる質の高い音響設備を有していること。 ・さっぽろファン・関係者をおもてなしするという趣旨から、バリアフリーに対応した質の高い空間であり、かつ様々な演出が可能であること。 ・一流アーティストを招聘できるネットワークを有すること。 ・高いイベント企画・運営のノウハウをもって、限られた期間内で企画検討から各種準備・実施までの業務を行う必要があること。 <p>株式会社八芳園の有する「八芳園」の会場は、十分な広さと質の高い音響施設を有するとともに、アクセス・立地も良く、適切な感染対策を行いながらイベントを実施できる。また、当社はこれまで自治体を含めた多様なイベント経験や、東京2020オリンピック・パラリンピックに合わせた「2020ホストタウン・ハウス」の企画・イベントプロデュースを行うほか、最近では総理大臣と米国大統領との面会の場となるなど、十分なノウハウを有している。さらには、首都圏において同施設の認知度は極めて高く、300年を超える歴史ある庭園に隣接し落ち着いた雰囲気をもつ建物であることから、札幌に関心を持つ企業関係者をおもてなしするにあたり相応しい会場である。</p> <p>これらのことから、「八芳園」において本事業を実施することが適当であり、同施設にて、確実にイベントの企画・運営を行うには、会場・スタッフを有する株式会社八芳園と契約を締結することが不可欠である。</p> <p>また、2021年12月に同社と共催し委託契約を結んだイベント「SAPPORO SMILE</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和4年 8月 1日